

令和4年度  
兵庫県立松陽高等学校  
学校防災マニュアル

# 目次

目次	2
はじめに、1 目的、2 基本方針	3
3 予想される災害、4 気象警報・特別警報発表時の授業について、	4
5 通機関が不通の場合について、6 気象警報・特別警報発表時の定期考査について	
7 校内の防災組織について	5
8 災害時の対策について	7
(1) 日頃の対応	
①火災	
②地震、③風水害、津波等	8
(2) 授業中の対応	9
①災害発生時の基本的な対処行動	
②火災	10
③地震	11
④風水害、津波等	12
⑤避難場所での人員点呼	
(3) 休み時間の対策	13
①災害全般の避難誘導	
②火災	14
③地震	15
④風水害、津波等	16
(4) 登下校中の対応	17
(5) 放課後・部活動時の対応	18
(6) 校外活動時の対応	19
(7) 下校時の対応（保護者・保護者に準ずる人への引き渡し）	
(8) 学校に待機させる場合には	
(9) 教職員の非常参集体制（在宅時対応）	20
9 平常時の対策について	21
(1) 施設・設備の安全管理・点検	
①予防対策としての施設・設備の管理	
②定期及び臨時の安全点検	
(2) 施設・設備の安全点検の種類・頻度	22
(3) 安全点検チェックリスト	23
10 防災（避難）訓練の実施について	24
(1) 避難経路及び避難場所	
(2) 地域と連携した防災（避難）計画	25
(3) 関係機関への連絡	26
①医療機関連絡先	
②医療機関搬送時の手順、③緊急通報連絡先	27

# はじめに

我が国は、自然災害が多発する地域に位置しているため、これまでも地震・津波による被害が繰り返し発生してきており、今後も自然災害の発生は避けて通れません。地震発生時や津波からの避難行動・生徒の保護者等への引き渡し・学校での待機・学校施設が避難所になる際の協力体制などの課題に対して、早急な解決が望まれているところです。

学校保健安全法第29条に基づき、各学校では学校防災マニュアルが整備されていますが、マニュアルは机上で作成しただけでは不十分であり、マニュアルに基づいた訓練等が行われ、その結果からの課題を元に改善・改良を図り、実態に即した「実践的なマニュアル」にしなければなりません。PDCAサイクル（Plan:計画 Do:実施 Check:評価 Action:改善）を確立することが重要です。さらに、教職員の異動や地域の環境変化等に伴って見直すことも必要です。

このような主旨に基づき、本マニュアルが活用されることを期待します。

## 学校保健安全法

### 第二十九条(危険等発生時対処要領の作成等)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。

- 2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

## 1 目的

- ・学校における災害発生時の対応等について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- ・家庭や地域・関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築・推進を図る。

## 2 基本方針

- ・安全な環境を整備し、災害の発生を未然に防ぐための事前の危機管理
- ・災害の発生時に適切かつ迅速に対処し、被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理
- ・危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに、再発の防止を図る事後の危機管理

### 3 予想される災害

- ・火災…調理による火の使用・ガス漏れ・電気器具や配線等の漏電によるもの、薬品の混合等による出火が予想される。また冬季においては、石油燃焼器具からの出火も考えられる。
- ・地震…建物の倒壊、電線の切断、棚・本棚等の転倒、道路の地割れ等が考えられる。
- ・風水害…台風・大雨による被害として道路の冠水、瓦・看板等の飛来物、停電等が考えられる。
- ・大雪…通学時等において積雪・路面の凍結による転倒が考えられる。
- ・その他…上記以外に交通事故・ガス爆発・落雷等の不測の事態が考えられる。

### 4 気象警報・特別警報発表時の授業について

- ・午前7時現在、高砂市・加古川市・播磨町・姫路市のいずれかの地域に、大雨・洪水・暴風、大雪のいずれかの警報または特別警報が発表されているときは、生徒は自宅待機とする。
- ・午前8時までに上記警報・特別警報が解除された場合は、午前10時40分よりSHRを行い、3校時より授業を行う。
- ・午前8時より午前10時までの間に上記警報・特別警報が解除された場合は、午後1時15分よりSHRを行い、5校時より授業を行う。
- ・午前10時を過ぎても上記警報・特別警報が解除されない場合は、臨時休業とする。  
※居住地が上記の地域以外で、その地域に上記警報・特別警報が解除されない場合は当該生徒は公欠とする。（欠席する旨を担任に連絡すること。）

### 5 交通機関が不通の場合について

山陽電車が不通の場合は、自宅待機とする。

- ・午前8時までに運行が再開された場合は、午前10時40分よりSHRを行い、3校時より授業を行う。
- ・午前8時より午前10時までの間に運行が再開された場合は、午後1時15分よりSHRを行い、5校時より授業を行う。
- ・午前10時を過ぎても運行が再開されない場合は、臨時休業とする。  
※JRのみが不通の場合は、平常通りの授業を行う。

### 6 気象警報・特別警報発表時の定期考査について

- ・午前7時現在、高砂市・加古川市・播磨町・姫路市のいずれかの地域に、大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの警報または特別警報が発表されているときは、臨時休業とする。
- ・警報または特別警報発表日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。（考査期間が1日延長されることになる。）

## 7 校内の防災組織について

班名	業務内容	主な必要物
<b>対策本部</b> 校長 教頭 事務長 教育推進課長 教育推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集</li> <li>・校内放送等による連絡、指示</li> <li>・他班との連絡調整</li> <li>・非常持ち出し品を搬出</li> <li>・全ての生徒や教員に説明</li> <li>・市町の災害対策本部、教育委員会、PTA等に連絡</li> <li>・状況を判断し、必要な物資を要求</li> <li>・報道関係等、外部との連絡の承認</li> <li>・避難所日誌、教育委員会への報告書作成</li> <li>・応急対策の決定</li> <li>・緊急活動の停止時期の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアル</li> <li>・学校の敷地図</li> <li>・ラジオ</li> <li>・ハンドマイク</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・避難所日誌</li> <li>・トランシーバー</li> <li>・携帯電話</li> </ul>
<b>捜索・救護</b> 進路指導課長 進路指導課 生徒指導課長 生徒指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を2名1組からなる数チームに分け、それぞれ特定の区域の行方不明者、負傷者の救出、救命にあたる</li> <li>・班員と常に一緒に行動する</li> <li>・各教室、体育館、トイレ等のチェック</li> <li>・負傷や危険箇所等の通報のチェック</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒名簿</li> <li>・拡声器</li> <li>・メガホン</li> <li>・ホイッスル</li> <li>・懐中電灯</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・安全靴</li> <li>・のこぎり</li> <li>・革手袋</li> <li>・軍手</li> <li>・防塵マスク</li> <li>・トランシーバー</li> <li>・バール</li> <li>・斧</li> <li>・毛布</li> <li>・担架</li> </ul>

<b>安全点検・消火</b> 総務課長 総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を把握（ライフライン）</li> <li>・初期消火</li> <li>・安全点検</li> <li>・施設等の構造的被害程度を調査し、対策本部に報告</li> <li>・避難及び救助活動の支援</li> <li>・近隣の危険箇所の巡視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器</li> <li>・革手袋</li> <li>・軍手</li> <li>・ヘルメット</li> <li>・安全点検チェックリスト</li> </ul>
<b>緊急医療</b> 保健課長 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急手当</li> <li>・医療援助を求めるかどうかの決定</li> <li>・負傷や応急手当の記録を取る</li> <li>・応急手当用備品の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急箱</li> <li>・健康カード</li> <li>・担架</li> <li>・水</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係医療機関への搬送、連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毛布</li> <li>・AED</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">避難誘導・安否確認</div>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">認保護者連絡</div>  学年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・揺れが収まった直後に、負傷の程度をできるかぎりの確に判断する</li> <li>・指定避難経路や別の経路を使って、避難させる</li> <li>・行方不明者、負傷者を本部に報告する</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の不安の緩和・電話連絡網、一斉メール送信、地域防災無線等での連絡</li> <li>・引き渡し場所の指定</li> <li>・保護者、保護者に準ずる人に、生徒を引き渡す作業</li> <li>・身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスの出席簿</li> <li>・集合場所のクラス配置図</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">応急復旧</div>  教務課長 教務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を把握</li> <li>・応急復旧に必要な機材等の調達、管理</li> <li>・危険箇所の処理</li> <li>・授業教室を確保</li> <li>・明白な構造的被害や他の危険がある場所を立入禁止</li> <li>・避難場所の安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメット</li> <li>・被害調査票</li> <li>・校内配置図</li> <li>・ロープ</li> <li>・標識</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">避難所支援</div>  教育推進課長 教育推進課 総務課長 総務課 事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の場所がすぐ分かる所に班員を派遣し、保護者、消防隊、救助隊 警察、医療職員に適切な場所を指示</li> <li>・避難所の受付、名簿の作成、避難生活の状況を把握</li> <li>・ボランティアを希望する人の受け入れ準備</li> <li>・トイレ設備の準備</li> <li>・ゴミが衛生的に適切に処理されているかを確認</li> <li>・必要に応じて、配布するための食料、水、配給物を集める</li> <li>・避難所の統合、廃止の計画</li> <li>・関係機関への報告連絡 (市職員から事務長に避難所が開設される旨の連絡が来る。その際に、体育館1階トイレ入口・体育館2階入口の内鍵を事前に開錠しておく。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスターキー</li> <li>・ラジオ</li> <li>・間仕切り用ダンボール</li> <li>・校内配置図</li> <li>・保護者への文書による指示</li> <li>・ボランティアの仕事の内訳</li> <li>・トイレの備品</li> <li>・ビニール袋</li> <li>・ロープ</li> <li>・テープ</li> </ul>

## 8 災害時の対策について

### (1) 日頃の対応

#### ① 火災

##### ア 防火管理者の任務

- ・年度始めに防災計画を作成する
- ・防災訓練実施計画を作成し、実施する。
- ・消防施設の点検、整備を行う。
- ・火気の使用や取り扱いに関する指導、監督を行う。

##### イ 火元責任者の確認

- ・年度始めに火元責任者を明確にする。
- ・表にない区域については、適時その隣接の責任者が火気を取締る。

##### ウ 応急復旧班の班長（教務課長）の任務

- ・日常の点検を行い異常のある場合は、直ちに管理者と連携を取る。

##### エ 対策本部（教育推進課長）の任務

- ・非常時に備え、非常持ち出し品の表示・管理をする。

##### オ 平常時の具体的点検・防火要領

- ・消防施設の点検を火元責任者で月1回行う。
- ・その他の防火用機器の点検を事務室で年2回行う。
- ・必要に応じて臨時の点検を行う。
- ・防災機器の配置図を全職員に配布するとともに配置場所に常時表示する。
- ・火元責任者は火気、電源、煙草の吸殻等について毎日点検する。
- ・避難路となる通路には非常時に備えて物などを置いていないか点検する。
- ・非常口、脱出用シューター、防火扉がいつでも作動するように障害物を置いていないか点検する。また、適時点検を行う。
- ・防災マニュアルの内容を熟読し、生徒にも普段から折にふれて周知徹底しておく。
- ・ガスの元栓は、使用時以外は閉めておく。
- ・生徒が勝手に火気に触れないよう指導しておく。
- ・消火訓練を徹底しておく。

## ② 地震

### ア 身辺について

- ・倒壊の恐れのあるもの、落下の予想されるものの把握に努め、建具などの転倒落下防止措置をしておき、被害を最小限に抑える。
- ・避難経路を塞ぐことがないように注意する。
- ・危険を伴う火気や薬品の使用と保管に十分注意する。
- ・立入禁止箇所の周知徹底を図る。
- ・緊急放送の点検、ハンドマイクの準備を常にしておく。

イ 緊急時の避難場所の周知徹底を図るとともに、柔軟に対応することも念頭に置いておく。

ウ どのように行動すれば良いか、どう避難すれば良いかを徹底しておく。

エ 緊急時の家庭との連絡方法や、安否確認の場所を相互に確認しておく。

### オ 登下校について

- ・通学路を平素から家族に知らせておく。
- ・できるだけ友人と一緒に登下校をさせる。
- ・生徒手帳を身に付けさせ、身元が分かるようにする。
- ・大きな地震に遭遇したときは速やかに安全な所に避難するとともに、自宅に連絡を取る。  
(安全な所とは、壊れそうな建物・石垣・塀等のない広い所、及び指定緊急避難所などである。)

## ③ 風水害・津波等

### ア 身辺について

- ・気象情報に注意する。
- ・屋根、雨どい、窓、外壁等の修理を早めにする。
- ・アンテナ、植木、ゴミ箱等の倒れやすい物を固定する。
- ・ガラスの飛散防止措置を行う。
- ・側溝の清掃をしておく。
- ・浸水しやすい箇所を確認しておく。



イ 気象警報・特別警報等の発表による生徒の休業や始業時刻の繰り下げ等の対応は規定を原則とし、途中下校については臨機応変の指導を行い、県教育委員会に報告する。

ウ 異常気象の場合の生徒の登校については、生徒手帳により十分な理解を与え、危険が予想される時の生徒の慎重な行動を促す。

## (2) 授業中の対応

### ① 災害発生時の基本的な対処行動

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>地震では、教室内の蛍光灯、テレビ等が落下したり、棚、掃除ロッカー等が転倒するとともに、窓ガラスが割れる。</li> <li>生徒が不安や恐怖に襲われ、泣き叫ぶ等の反応が起きて教職員の指示が行き届かなくなる。</li> <li>生徒が混乱のあまりに外に飛び出そうとする。</li> <li>教職員、生徒が負傷し、動けなくなる。</li> </ul>	<p>「一次的安全確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>頭部の保護をし、自らの安全確保を指示するとともに、生徒が安心するよう声掛けを行う。（「大丈夫」「落ち着いて」等）</li> </ul> <p>「二次災害の防止」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>転倒、落下の恐れのある物から生徒を遠ざける。</li> <li>火気の始末</li> <li>避難誘導に関する校内放送を行う。</li> </ul> <p>「協力的行動」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部から何らかの指示のない場合は、教職員自らの判断で、臨機応変に指示を出し生徒を避難させる。</li> <li>避難場所で点呼確認を教職員が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>喋ったり、騒いだりせず、教職員の指示に従う。</li> <li>建物内では落ち着いて迅速に行動し、押したり、走ったりしない。</li> <li>特に階段での行動を慎重にする。</li> <li>建物外に出ると駆け足で行動する。</li> <li>自分勝手な行動を取らない。</li> <li>助け合いの精神を持って、負傷者や体の不自由な生徒等を優先的に助ける。</li> <li>安全を確認しながら避難場所へ行く。</li> </ul>

## ② 火災

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
火災が発生した時	<p>(1) 初期消火に当たる。 生徒を落ち着かせ、安全を確認しながら周りの者と協力し、初期消火に当たる。</p> <p>(2) 火災発生を早く知らせる。 職員室へ知らせ、すぐに119番をする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の指示に従い、初期消火に当たる。</li> <li>・連絡に走る。</li> <li>・周りに知らせる。</li> </ul>
天井に火が燃え移った時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井に火が燃え移ったらその場所から避難する。</li> <li>(3) 火災発生 of 校内放送を行う。 「〇〇で火災発生。速やかにグラウンドへ避難しなさい。」</li> <li>・教室内で教職員が指示。 「落ち着いて、ハンカチを持って喋らず避難しなさい。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防火扉が閉まった後に脱出する時は、脱出用扉から出る。</li> </ul>
炎が燃えさかる、煙が充満した時	<p>(4) 逃げ遅れた者がいたら近くの消防隊員に知らせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢を出来るだけ低くし、煙を吸わないようにハンカチやタオル等で口を覆い避難する。</li> <li>・一度逃げたら絶対に元の場所に戻らない。</li> <li>・躊躇せずに炎の中を一気に駆け抜ける。</li> </ul>

### 消防署への通報順序

- 1 火災であること。(救急車出動要請と区別するため。)
- 2 高砂市曾根町2794番地の1 松陽高等学校であること。
- 3 正確な火災地点と現状 ※消火した場合も必ず通報すること。

### ③ 地震

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<p>大きな揺れが続いている時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室内では天井、壁、蛍光灯等が落下し、掃除ロッカーが転倒するとともに窓ガラスが割れ飛散する。</li> <li>・視聴覚教室では、オーディオ機器が落下する。</li> <li>・音楽教室ではピアノが移動する。</li> <li>・美術教室では、額縁、彫刻等が落下する。</li> <li>・図書室では本棚が転倒し、書物が散乱する。</li> <li>・体育館では水銀灯、蛍光灯、椀帳、スピーカーが落下し、ピアノが移動する。</li> <li>・グラウンドでは、地割れ、陥没が起こる他、フェンス、バックネット、門柱、国旗掲揚柱が倒壊する。</li> <li>・暖房器具の転倒により、火災が発生する。</li> <li>・調理教室、食堂等では使用中のガスにより、火災が発生する。</li> <li>・化学教室では、薬品の落下により火災が発生し、危険物が飛散する。</li> </ul>	<p>(1) 机の下に潜らせる。身を隠すところがない場合は、落下の予想される物から離れ、身近にある本や鞆等で頭部を覆い保護させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒が安心するような声を掛け続ける。</li> <li>・落下物を避けるため、中央に寄せるように指示する。</li> <li>・棚から離れ、中央に寄るように指示する。</li> </ul> <p>(2) 火気の消火は、生徒の安全を第一として、指示対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火を消す。ガスの元栓を閉める。電気器具のコンセントを抜く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に潜り身を隠し、机の脚をしっかり持つ。</li> <li>・出来ない場合は落下の予想される物から離れ、本や鞆等で頭部を覆う。</li> <li>・落下物に注意しながら中央に寄り、身の安全をはかる。</li> </ul> <p>・教職員の指示に従う。</p>
<p>揺れが収まった時</p>	<p>(3) 地震発生の際の校内放送を行う 「揺れが収まりました。電気を切り、ガスの元栓を閉め、脱出口を作りなさい。負傷者の有無を確認し、速やかにグラウンドへ避難しなさい。」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指示を良く聞き、消火に当たる。</li> <li>・指示通り避難行動を取る。</li> </ul>

#### ④ 風水害・津波等

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
台風、集中豪雨に関する警報、特別警報が発表された時	生徒が在校中の時 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の窓、カーテンを閉めさせる。</li> <li>・風雨の状況や気象情報に注意を払い、安全を確認し帰宅させる。</li> <li>・風雨が激しく帰宅できない場合は、しばらく教室で待機させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓を閉める。</li> <li>・教室内のカーテンを閉める。</li> <li>・指示に従い帰宅する。</li> </ul>
集中豪雨が発生した時 (狭い地域に突発的に降ることもあるため、予想困難な場合がある。) (警報が発表されない場合も予想される。)	(1) 雨の降り方、巨大な黒い雨雲の群、雷鳴に注意する。 (2) 対策を校務運営会教職員で協議する。 (3) 校内放送を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓を閉める。</li> <li>・校内放送後、速やかに教室に入り、静かに教職員の指示を待つ。</li> </ul>

#### ⑤ 避難場所での人員点呼

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後はパニック状況の場合が多い。</li> <li>・出席状況が流動的である。</li> <li>・遭難者の可能性がある。</li> <li>・地震発生後は余震による強い揺れが再び発生する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合した生徒を落ち着かせるとともに、喋らず、静かに座らせる。(勝手な行動を取らせない。)</li> <li>・担任は点呼を行う。</li> <li>・各学年主任は、学年の点呼結果を教頭に報告する。</li> <li>・全結果を教頭が校長に報告する。(負傷者・遭難者の状況も報告する。)</li> <li>・職員の点呼は、各学年、課でまとめ、教頭に報告する。</li> <li>・点呼の結果、遭難者の可能性がある時は、安全を確かめながら安否確認班が生徒の搜索を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合したら授業中はHRごとに、放課後は部ごとに整列する。</li> <li>・腰を下ろし、低い姿勢を取る。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺住民が避難してくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況を調査する。</li> <li>・混乱を避けるために、生徒避難場所と住民の避難場所を分ける。</li> <li>・状況を判断して事後の行動の指示をする。</li> <li>・下校する場合はあらかじめ指示した方法で行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指示を受けて、事後の行動を起こす。</li> <li>・勝手に移動したり、下校したりしない。</li> </ul>
---	--	---

### (3) 休み時間の対策

#### ① 災害全般の避難誘導

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の掌握が難しい。</li> <li>・教職員が近くにいないことから不安と恐怖を感じ、泣き叫ぶ等、混乱に陥りやすい。</li> <li>・不安や恐怖心から、勝手に帰宅する生徒がいる。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 校内放送により災害に応じた適切な指示を行う。</li> <li>(2) 担当の教室や場所にすぐに駆け付け、生徒を誘導する。</li> <li>(3) 冷静に落ち着いた態度で、的確な指示（押すな・走るな・喋るな等）をする。</li> </ol> <p>後は授業中の時と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷静な態度で行動し、安全を確認しながら避難場所へ行く。</li> <li>・教職員が到着すれば、指示に従う。</li> <li>・勝手に帰宅しない。</li> </ul>

## ② 火災

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
火災が発生した時	<p>(1) 火災発生のお知らせを聞いたらすぐに現場に駆け付け、現場の状況判断をする。そして、近くの生徒に職員室へ知らせに行かせ、すぐに119番をするように伝える。</p> <p>(2) 初期消火に当たる。生徒を落ち着かせ、安全を確認しながら周りの者と協力し、初期消火に当たる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員に知らせる。</li> </ul>
天井に火が燃え移った時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井に火が燃え移ったらその場所から避難する。</li> <li>(3) 火災発生校内放送を行う。 「〇〇で火災発生。速やかにグラウンドへ避難しなさい。」</li> <li>・担当の教室や場所にすぐに駆け付ける。</li> <li>・教室内で教職員が指示。 「落ち着いて、ハンカチを持って喋らず避難しなさい。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送時に教職員がその場にいない場合は、放送の指示に従い、委員長を中心にまとまって安全に避難行動を行う。</li> </ul>
炎が燃えさかる、煙が充満した時	<p>(4) 逃げ遅れた者がいたら近くの消防隊員に知らせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姿勢を出来るだけ低くし、煙を吸わないようにハンカチやタオル等で口を覆い避難する。</li> <li>・一度逃げたら絶対に元の場所に戻らない。</li> <li>・躊躇せずに炎の中を一気に駆け抜ける。</li> </ul>

### ③ 地震

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<p>大きな揺れが続いている時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下では、窓ガラス、蛍光灯が落下し、掃除ロッカーが倒れる。</li> <li>・渡り廊下では、接合部の破損などが起こり、通行不能になる。</li> <li>・トイレでは、個室のドアが開かなくなる。</li> <li>・階段が崩壊し、廊下が転倒物で通行不能になる。</li> <li>・グラウンド等に地割れが生じる。</li> <li>・図書室では本棚が転倒し、書物が散乱する。</li> <li>・保健室では、収納庫が転倒し、医薬品が散乱する。</li> <li>・職員室、体育教官室、進路指導室、会議室では、本棚、書類ロッカー、冷蔵庫等が転倒し、コンピューターが落下するとともに、机が大きく移動する。</li> </ul>	<p>(1) 近くにいる生徒に声を掛けて、適切な指示を出す。</p> <p>建物内にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物を避け、机の下に潜らせて身を守らせる。</li> </ul> <p>建物外にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物に注意しながら、建物から出来るだけ離れさせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下では落下物を避け、近くの教室の机に隠れ机の脚を持つ。</li> <li>・トイレでは、ドアを開くようにして動かずにいる。</li> <li>・階段では壁に身を寄せ、頭部を保護しながら低い姿勢を取る。</li> <li>・グラウンドで地割れが生じた場合、状況に応じて安全な場所に避難する。そして、建物から出来るだけ離れる。</li> <li>・近くに教職員がいる場合は、その指示に従う。</li> </ul>
<p>揺れが収まった時</p>	<p>(2) 地震発生 of 校内放送を行う。 「揺れが収まりました。教職員が駆けつけるまで、教室に待機しなさい。」</p> <p>後は授業中の時と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員が駆けつけるまで勝手な行動は取らない。</li> <li>後は授業中の時と同じ</li> </ul>

#### ④ 風水害・津波等

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<p>台風、集中豪雨に関する警報、特別警報が発表された時</p>	<p>(1) 対策を校務運営会教職員で協議する。</p> <p>(2) 校内放送を行う。 「生徒はHR教室に入りなさい。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室の窓、カーテンを閉めさせる。</li> <li>・風雨の状況や気象情報に注意を払い、安全を確認し帰宅させる。</li> <li>・風雨が激しく帰宅できない場合は、しばらく教室で待機させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内放送後、速やかに教室に入り、静かに教職員の指示を待つ。</li> <li>・窓を閉める。</li> <li>・教室内のカーテンを閉める。</li> </ul>
<p>集中豪雨が発生した時 (狭い地域に突発的に降ることもあるため、予想困難な場合がある。) (警報が発表されない場合も予想される。)</p>	<p>(1) 雨の降り方、巨大な黒い雨雲の群、雷鳴に注意する。</p> <p>(2) 対策を校務運営委員会教職員で協議する。</p> <p>(3) 校内放送を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓を閉める。</li> <li>・校内放送後、速やかに教室に入り、静かに教職員の指示を待つ。</li> </ul>



## (4) 登下校中の対応

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校中の生徒と既に登校、下校して自宅に到着した者等、多様な状況が予想される。</li> <li>・教職員も同様に考えられ、通勤圏は生徒よりさらに広い。</li>   <li>・既に登校した生徒も、校内の様々な場所にいると思われる。</li> <li>・その後、登校する生徒がいる。</li>   <li>・勝手に下校する生徒がいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、在校の教職員で生徒の避難誘導、安否確認を行う。</li>   <li>・その後、登校する生徒、下校途中に引き返した生徒を保護する。</li> <li>・同時に、在校する教職員で、消火や生徒の捜索に当たる。</li>   <li>・学区の被災状況を可能な限り調べ、危険の予想される生徒については、帰宅させずに保護者に引き渡すまで保護する。また、引き渡し方法を事前に打ち合わせしておく。</li> <li>・可能な方法を駆使して、安全に配慮しながら、全生徒の安否確認をする。電話が不通の時は、組織的に家庭訪問、避難所訪問を行う。</li> <li>・通勤中や出張等、学校に不在の教職員は臨機応変に行動しながら、可能な限り出勤し対応する。</li> <li>・また、出勤出来ない時は、可能な限り連絡を取る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の時、落下物、倒壊物を瞬時に予想し、出来るだけ安全なところに身を置き、鞆を頭に置く。</li> <li>・交通機関利用中は、車掌、運転手、駅員の指示に従う。</li> <li>・倒壊する恐れのある、塀、石垣、自販機、電柱、落下する恐れのある看板、ビルのガラス、橋の上、垂れた電線、ガスの臭いの強い箇所等は避けて、避難をする。</li> <li>・あらかじめ決められた避難場所に避難する。</li> <li>・自宅が近い時は自宅へ、学校が近い時は学校へ一旦避難することも考える。</li>   <li>・既に登校している生徒は助け合って避難し、点呼を受ける。</li>   <li>・あらかじめ指示された方法（放課後と同じ）で下校する。</li> <li>・勝手に下校しない。</li> </ul>

## (5) 放課後・部活動時の対応

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の活動場所や付き添い、顧問の有無、残留生徒の状況等、迅速、正確に判断することが求められる。</li> <li>・単独行動をしている生徒、教職員の存在が予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時、顧問、担任は、落下物を避け、安全な空間に身を置くように生徒に指示する。</li> <li>・揺れが収まり、他の災害時にも、すぐに火気（電源・ガス等）の始末をして、緊急放送によって避難場所への避難を呼び掛ける。また、放送設備が使用不可の時は、手分けしてハンドマイクなどで呼び掛ける。</li> <li>・活動中の顧問、担任が生徒の場所を離れる時は、近くにいる他の顧問に声を掛けるとともに、生徒の方が一の対応を平時より行っておく。</li> <li>・避難生徒の点呼を行い、対策本部の指導の下、全施設の残留生徒の確認を行う。特にトイレの施設に配慮する。</li> <li>・負傷者の搬送、看護に全力を挙げる。</li> <li>・あらかじめ家庭と打ち合わせた方法によって下校指導を行う。また、担任不在時の連絡方法を学校全体で周知しておく。</li> <li>・様々な事情で在校している生徒に対して、教職員で安全保護に当たる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">他は授業中と同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時、教室にいる生徒は、落下物やガラスを避けて机の下に潜り身を隠し、机の脚をしっかりと持つ。</li> <li>・体育館にいる生徒は周辺のガラスに注意して中央に避難する。また、周辺路上にいる生徒は倒壊する恐れのある、塀、石垣、自販機、電柱、落下する恐れのある看板、ビルのガラス、橋の上、垂れた電線、ガスの臭いの強い箇所等は避けて、避難をする。</li> <li>・避難場所で確実な点呼と安全点検を団体ごとに行う。</li> <li>・あらかじめ指示された方法（放課後と同じ）で下校する。</li> <li>・勝手に下校しない。</li> </ul>

## (6) 校外活動時の対応

校外活動	対応	
遠足の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の学校等の避難所に避難する。</li> <li>・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、本部所在地等を周知徹底しておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生直後の対応は、他の災害の場合と同じ。</li> <li>・移動途中の時は臨機応変の対応を取るよう、あらかじめ生徒に指示するとともに、現地、学校、家庭とで並行して点呼、安否確認、連絡等の対応を迅速に行う。</li> </ul>
修学旅行の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿舎、旅行社、交通機関と連絡を取り、迅速に安全な場所に避難する。また、計画段階で現地、移動途中の避難場所等の確認を行う。</li> <li>・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、本部所在地等を周知徹底しておく。</li> </ul>	
文化鑑賞会の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめ、緊急連絡先、緊急避難先、本部所在地等を周知徹底しておく。</li> </ul>	
部活動の時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催団体や相手校の指示を受ける。</li> </ul>	

## (7) 下校時の対応（保護者・保護者に準ずる人への引き渡し）

予想される状況	教職員の指示・対応	生徒の行動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者、保護者に準ずる人と連絡が取れ、自宅、避難場所等で落ち合うようになる。</li> <li>・保護者、保護者に準ずる人と連絡が取れない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出会えた場合、連絡を学校に入れるように指示する。</li> <li>・出会えなかった場合、避難所、学校で待機する。</li> <li>・安全が確認されるまでは学校で待機させる。</li> <li>・自宅、避難所、事前に打ち合わせさせた場所に安全に行ける場合は、必要最低限の物だけを持って行かせる。</li> <li>・交通の途絶状態、道路の安全状態を良く確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出会えた場合、学校に連絡を入れる。</li> <li>・出会えない場合、避難所、学校で待機する。</li> <li>・指示があるまで学校で待機する。</li> </ul>

## (8) 学校に待機させる場合には

地震発生、気象警報・特別警報発表時による学校等での待機は、状況により長時間に及ぶことも考えられる。生徒を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- ・不安や恐怖を訴える生徒には、教職員が寄り添い心のケアにあたる。
- ・待機が長時間に及ぶ場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応等も考えておく必要がある。
- ・校外に避難する場合、冬などは、防寒の対策を取っておく必要がある。

## (9) 教職員の非常参集体制（在宅時対応）

非常参集体制	学区内の震度	安否確認	児童生徒在宅時の連絡	
			電話連絡が可能	電話連絡が不可能
第四次参集	震度6弱以上	する	電話連絡 HPでの通知 メール配信	家庭訪問・避難所訪問 HPでの通知 メール配信
第三次参集	震度5強 震度5弱			
第二次参集	震度4(被害あり)	しない	行わない	
第一次参集	震度4(被害なし)			

非常参集体制	該当する職員
第四次参集	全職員
第三次参集	災害時に片道1時間以内で通勤できる職員 及び 校務運営委員会教職員

## 9 平常時の対策

### (1) 施設・設備の安全管理・点検

#### ① 予防対策としての施設・設備の管理

非構造部材の落下等からの被害を防ぐ具体的な予防対策を取るとともに 災害発生時に使用する施設・設備の定期点検を行う。

- ・非構造部材の落下、転倒、移動、飛散防止
- ・放送設備、脱出用シューター、消火栓、消火器等の定期点検及び使用方法の研修
- ・防災設備、防災機器等の配置図の掲示
- ・災害発生時や待機時に必要な備品や備蓄

#### ② 定期及び臨時の安全点検

安全点検では、実施計画を作成し、実地見分により、定期的・臨時的・日常的に行うことや、校区内の地形や地盤等の条件を検討し、災害発生時における被害等を予測して、その対策(複数の避難場所や避難経路・備蓄の保管場所の設定等)を立てて点検しておく。

##### ア 校内の第一次避難場所へ避難する経路の安全点検

- ・避難経路となる廊下や階段、出入口等には、避難の障害となる荷物を置かない。
- ・やむを得ず置く場合は、ロッカー等は倒れないように固定する。
- ・校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定、校内放送設備が使用不能になった場合の緊急連絡、避難誘導の方法の連絡

##### イ 校外の第二次避難場所へ避難する経路・通学路等の安全点検

- ・災害発生時の校外への避難、登下校時の災害発生に備えて、通学路及び避難経路の定期的な安全確認の実施(造成や道路工事等による地域の変化に応じて点検を行う)
- ・通学路、避難経路及び避難場所の危険箇所の確認(ブロック塀、看板、自動販売機、水害時に浸水、冠水の恐れのある道路)
- ・通学路の近くにある広域避難場所の確認

## (2) 施設・設備の安全点検の種類・頻度

安全点検の対象である学校施設等は、使用頻度・管理状況・時間の経過など様々な要因により思わぬ異常をきたすことがあるため、学校保健安全法施行規則では、下記の表のように定期的・臨時的・日常的に行う安全点検について示されている。

安全点検の種類	時間・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的・教職員全員が組織的に実施	生徒等が使用する施設・整備・防火・防災・犯罪に関する設備などについて	毎学期1回以上、幼児・児童・生徒・学生が通常時に使用する設備・設備の異常の有無について系統的に行わなければならない (規則28条第1項)
	毎月1回 計画的・教職員全員が組織的に実施	生徒等が多く使用されると思われる校地・運動場・教室・特別教室・廊下・昇降口・ベランダ・階段・便所・手洗い場・食堂等	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
臨時的安全点検	必要があるとき ・体育祭、文化発表会等の学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う (規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所について	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全確保を図らなければならない(規則29条)

# (3) 安全点検チェックリスト

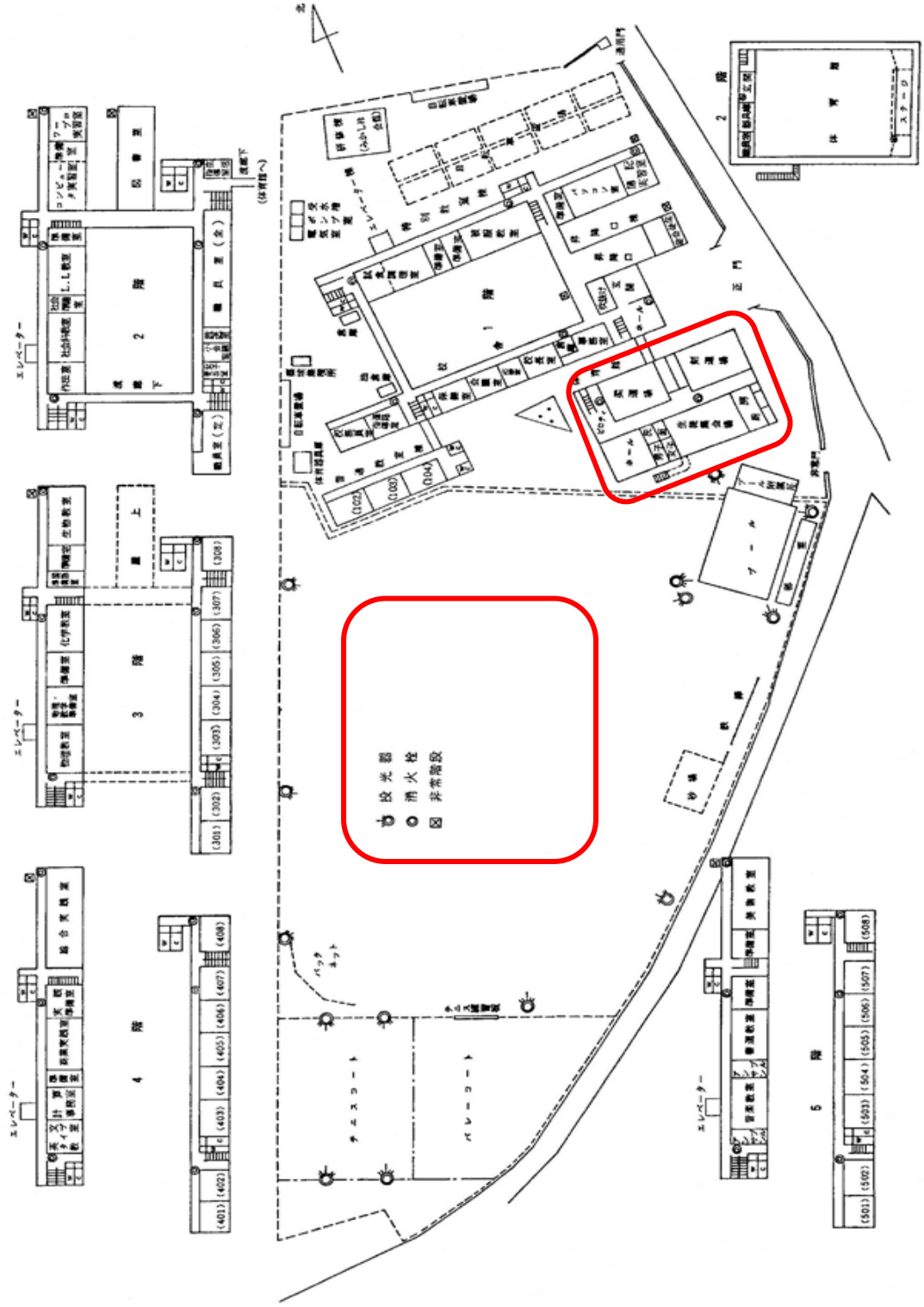
## 安全点検チェックリスト

点検結果		点検日		令和 年 月 日 ( )		管理番号				
A:異常は認められない、または対象済み		点検日		令和 年 月 日 ( )		管理番号				
B:異常かどうか判断がつかない、分からない		点検箇所		点検者名						
C:明らかな異常が認められる										
番号	点検項目	点検方法	点検の種類	損傷状況 a b 植土・雑草等の堆積 a b c d あふれかけている あふれかけている	劣化状況 ※該当番号(a~f)を記載				点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所状態等)
					腐食	変形	割断	ひび・破損		
<b>外部</b>										
<b>I. 建築物の主要部材</b>										
①	コンクリート	コンクリートが剥離落下して重要な事故となりそうな部分はないか。本家の外壁に面する柱、梁等の構造部材に著しい腐食・損傷・変形等はないか。	目視・触診	劣化・危険						A・B・C
②	木造		目視	劣化・耐震性						A・B・C
<b>II. 外構</b>										
①	メンテナンス通路	建築物外壁に沿ってメンテナンス通路が確保されているか。	目視	快適性						A・B・C
②	ブロック塀等	塀に傾き・ひび割れ等の異常は見当たらないか。	目視	危険・耐震性						A・B・C
<b>III. 屋根</b>										
①	屋根(陸屋根)	屋根の異常・未清掃箇所は見当たらないか。	目視	劣化・快適性						A・B・C
②	屋根(瓦)		目視	劣化・快適性						A・B・C
③	屋根(金属屋根)		目視	劣化・快適性						A・B・C
<b>IV. 外壁(外装材)</b>										
①	壁(タイル)	外壁に浮き・ひび割れ等の異常は見当たらないか。(庇・軒・バルコニー等を含む)	目視・触診	劣化						A・B・C
②	壁(外壁仕上装材)		目視	劣化						A・B・C
<b>V. 外部設備</b>										
①	窓	雨水の侵入や結露水が溢れた痕はないか。窓の開閉時に引っかかる・著しく重い等の異常はないか。	目視・触診	劣化・使用方法						A・B・C
②	ガラス	ガラスのひび割れ等の異常は見当たらないか。	目視	劣化・危険						A・B・C
③	窓ガラス周辺	地震時に衝突する恐れのある物を窓ガラス周辺に置いていないか。	目視	使用方法						A・B・C
④	網戸	網戸に破れ・たわみ等の異常は見当たらないか。	目視	劣化						A・B・C
⑤	クレセント等	開閉可能な量のクレセントはかかっているか。	目視・触診	使用方法						A・B・C
⑥	扉・ドア	居室の扉など、内部建具に変形・腐食・ガタつき・ドアの開閉時に引っかかる・著しく重い等の異常はないか。	目視・触診	劣化・使用方法						A・B・C
⑦	シャッター	シャッターの開閉時に引っかかる・著しく重い等の異常はないか。	目視・触診	使用方法						A・B・C
<b>VI. その他</b>										
①	手摺	金属製手摺や木製手摺に錆びやささくれ等の劣化は見当たらないか。	目視	危険・劣化						A・B・C
②	悪天候時	集中豪雨・台風・大雪などの悪天候時に異常は見当たらないか。	目視	危険・劣化						A・B・C
<b>内部</b>										
<b>I. 内装材</b>										
①	天井	天井材(天井仕上げボード・モルタル等)にずれ・ひび割れ・しみ等の異常は見当たらないか。	目視	劣化						A・B・C
②	内壁	内壁に浮き・ひび割れ等の異常は見当たらないか。	目視	劣化						A・B・C
③	床	床面にひび割れ・たわみ等の異常は見当たらないか。	目視・触診	劣化						A・B・C
④	床(フローリング)	フローリングに浮き・ささくれ等の異常は見当たらないか。	目視・触診	危険・劣化						A・B・C
⑤	床(貼床)	ホールや食堂等に用いられている貼り床等の劣化は見当たらないか。	目視・触診	劣化						A・B・C
<b>II. その他</b>										
①	天井テレビ	テレビ本体は天井のテレビ台に固定されているか。	目視	耐震性						A・B・C
②	据置きテレビ・パソコン等	テレビ・パソコン等の転落・落下防止対策を講じているか。	目視	耐震性						A・B・C
③	キャスター付きのテレビ台等	テレビ台や電子黒板・キャスター付きの食器の等脚・転倒防止対策を講じているか。	目視	耐震性						A・B・C
④	ピアノ等	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	目視・触診	耐震性						A・B・C
⑤	棚・ロッカー等	書籍・薬品類・ロッカー等は取付金具で壁や天井に固定されているか。棚の上に重量物を置いていないか。	目視	使用方法						A・B・C
⑥	棚の積載物		目視	耐震性・使用方法						A・B・C
⑦	薬品類の取納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	目視	耐震性・使用方法						A・B・C
<b>取組</b>										
①	照明	照明器具に変形・腐食等の異常は見当たらないか。ちらつきや点灯などは見当たらないか。	目視・作動	劣化・快適性						A・B・C
②	放送機器・体育器具(フェンス・サッカーゴール鉄棒・遊具等)	本体の傾きや取付金具の腐食・破損等は見当たらないか。	目視・触診	危険・劣化						A・B・C
③	ガス	元栓は閉めてあるか。ガス管は老朽化していないか。ガス漏れ警報装置等は正常に作動しているか。周りに引火物はないか。安全装置は作動するか。	目視・作動	危険						A・B・C
④	石油・ガストーブ	転倒・落下・流出することはないか。周りに引火物はないか。消火器等は近くに置いてあるか。燃焼・管理となっているか。	目視	危険						A・B・C
⑤	灯油等油類	燃焼・落下・流出することはないか。周りに引火物はないか。消火器等は近くに置いてあるか。燃焼・管理となっているか。	目視	危険						A・B・C
⑥	空調	機器本体や周辺から水漏れ等の異常は見当たらないか。	目視・作動	劣化・快適性						A・B・C
⑦	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。積雪等の24時間換気が実施されているか。	目視・触診	劣化・耐震性						A・B・C
⑧	居室等の換気	換気装置から異常はあるか。	目視・作動	劣化・快適性						A・B・C
⑨	排煙	手動開閉装置により、排煙庫はきちんと開閉するか。	目視・作動	劣化・快適性						A・B・C
⑩	給排水	衛生器具(水栓や便器等)に水漏れやつまり等は見られるか。	目視・作動	劣化・快適性						A・B・C
<b>特記事項</b>										
①	居室等の結露・カビ	結露やカビが発生していないか。換気・空調は機能しているか。	目視	劣化・快適性						A・B・C
②	浴室	浴室内部や脱衣室に劣化やカビ等は見られるか。	目視	劣化・快適性						A・B・C
③	食堂厨房	安全で衛生的な厨房となっているか。	目視	耐震性						A・B・C
④	不同沈下	建物の床が傾いていると感じることはないか。	目視	耐震性						A・B・C

# 10 防災（避難）訓練の実施について

## (1) 避難経路及び避難場所 ※原則として津波等の場合は上位階とする

兵庫県立松陽高等学校配置図





## (2) 地域と連携した防災（避難）計画

### 事前の準備

①学校・行政(市町の防災担当者)・関係機関(消防署・警察署等)・関係団体(自主防災組織・消防団等)等による打ち合わせ会を持つ。

### [協議の内容]

日 程:保護者や地域住民の参加を促すためには、実施日を休日に設定するのが望ましい。その場合、既存の学校行事や地域の行事に併せて実施するなどの工夫が考えられる。雨天の場合の対応についても考えておく。

内 容:児童生徒・教職員・保護者・地域住民等と一緒に参加できる内容を工夫する。

準備・運営:地域の関係団体が主体的に運営に参画できるように工夫する。そのためには、市の防災担当者によるコーディネート・調整が考えられる。また、当日の運営にEARTHの派遣を要請することも考えられる。

②保護者への参加の呼び掛けは学校、地域住民への参加の働き掛けは自主防災組織というように、役割を分担して参加者の募集を行う。

③会場の準備は学校、訓練で使用する消火器・資機材・炊き出しに使う材料の準備は自主防災組織というように、役割を分担し協力して準備を行う。

④本番の直前、もしくは前日に関係者が学校に集まり、協力して会場設営等を行う。

※ EARTHの派遣については、校長が各教育事務所に要請する。

### 地域と連携した訓練の内容例

#### ①避難所開設訓練

- ・避難者誘導(施設の安全点検を行った上で)
- ・避難者受付及び名簿の作成
- ・避難所が開設された場合の開放区域及び開放の優先順位等の説明
- ・避難所生活のルールの説明

#### ②初期消火訓練(消火器実習・バケツリレー等)

#### ③救急法実習(三角巾による応急処置・AEDを用いた心肺蘇生法等)

#### ④搬送法実習(簡易担架等)

#### ⑤炊き出し訓練

#### ⑥災害図上訓練(DIG) ※EARTHの指導により行う。

#### ⑦保護者への生徒の引き渡し

#### ⑧煙体験・起震車体験(市町消防本部の協力)

#### ⑨消防資機材取扱い訓練

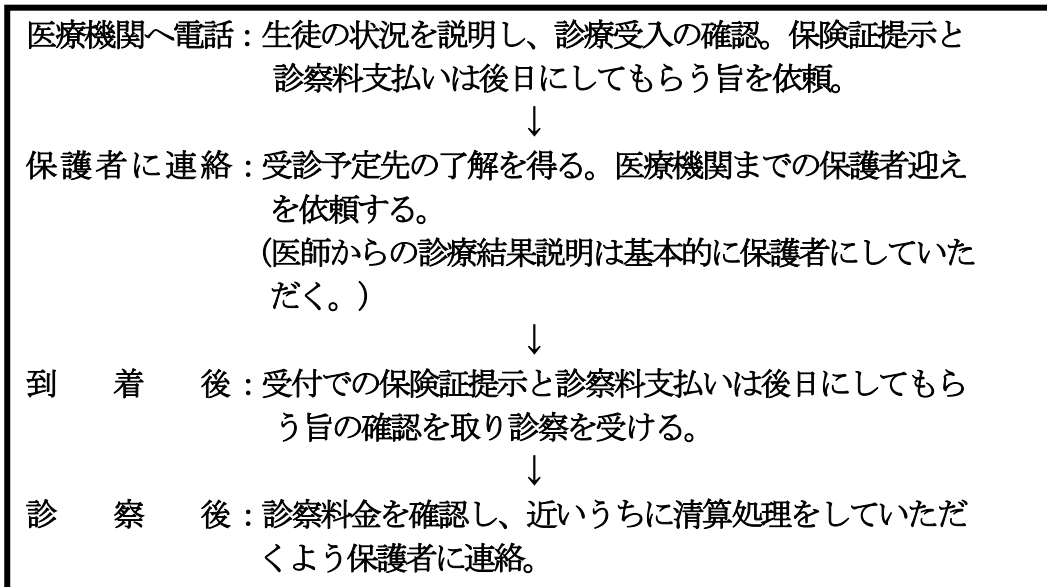
## (4) 関係機関への連絡

### ①医療機関連絡先

怪我の種類	医療機関	住所	電話番号	休診日
総合病院	加古川中央 市民病院	加古川市加古川本町 439	079-451-5500	緊急時 随時
	高砂市民病院	高砂市荒井町紙町	079-442-3981	
	加古川医療 センター	加古川市神尾神野 203	079-497-7000	
切り傷・裂傷 火傷・捻挫 打撲	後藤整形外科	加古川市神野町石守 381-1	079-426-2880	木曜午後
	つくだ整形外科	高砂市今市 2 丁目	079-444-5544	木・土曜 午後
	大北牛尾 クリニック	高砂市中筋 1 丁目	079-447-1855	
	大森整形外科	高砂市曾根町 447-1	079-448-5000	
頭の打撲	順心病院	加古川市別府町別府 865-1	079-437-3555	緊急時 随時
	たずみ病院	加古川市尾上町口里	079-456-2252	
歯が抜けた 折れた	○鹿間歯科医院	高砂市曾根町 2548-5	079-448-5353	水・土曜 午後
	佐野歯科医院	高砂市曾根町 2386-3	079-448-3311	木曜午後
眼の怪我	○山名眼科医院	高砂市荒井町千鳥 3-7-6	079-442-5855	木・土曜 午後
	多木眼科医院	高砂市浜田町 2-7-41	079-442-1069	
耳・鼻・喉 の怪我	○小野耳鼻科 医院	高砂市米田町米田 313-5	079-431-3213	木曜午後
	吉田耳鼻科 クリニック	高砂市荒井町扇町 14-13	079-443-0335	木・土曜 午後
内科的な不調	○鹿岳胃腸内科	高砂市伊保 1 丁目 4-27	079-447-3551	
	はぎはら内科	高砂市阿弥陀 1 丁目 5-28	079-447-3343	
休日当直医 の確認	高砂市消防本部		079-448-0119 (代)	
			079-448-0150 (直通)	

○は、学校医

## ②医療機関搬送時の手順



## ③緊急通報連絡先

機関	電話番号	機関	電話番号
消防署	119	高砂警察署	079-442-0110
警察署	110	高砂消防本部	079-448-0119
		東播磨県民局	079-421-1101
		高砂保健所	079-442-2991
兵庫県庁	078-341-7711	高砂市上下水道部	079-443-9049
兵庫県教育委員会 高校教育課	078-362-3775	大阪ガスお客様センター	0120-794-817
	078-362-4288	関西電力加古川営業所	0800-777-8082
兵庫県教育委員会 総務課	078-362-3735	ラジオ関西	078-731-4321
	078-362-4283	サンテレビ	078-303-3130
高砂市役所	079-442-2101	高砂市社会福祉協議会	079-443-3720
	FAX : 079-442-2229		079-444-4865
エレベーター会社		機械警備の会社	